

3 許可申請に必要な書類

原則として申請に必要な書類は以下のとおりです。あわせて申請手数料が必要です。申請手数料の金額は、各市町に確認してください。

許可申請・変更申請	許可期間の更新申請
<p>屋外広告物許可等申請書（正副2通） <添付書類></p> <p>①表示・設置場所の付近見取図及び周辺写真 ②屋外広告物の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図 ③屋外広告物の意匠図（色彩、表示面積等を明示） ④表示・設置する形態等により必要なもの</p> <p>Ⅰ 建築物を利用する場合 建築物・既存広告物の位置関係、現況がわかる図面、写真</p> <p>口 道路・鉄道等から展望できる地域で、自己敷地外に表示・設置する場合 道路・鉄道等、他の広告物、交通信号機、踏切までの距離を示した図面</p> <p>ハ 道路から展望できる地域で、自己敷地内に突出広告物を表示・設置する場合 交通信号機までの距離を示した図面</p> <p>ニ 禁止地域等以外の住居系地域等に貸看板を表示・設置する場合 既存貸看板の位置図、意匠図、カラー写真</p> <p>⑤自己の所有・管理する土地・物件以外に表示・設置する場合 表示・設置の承諾書等</p> <p>⑥許可申請手続きを代理人に委任する場合 委任状</p>	<p>屋外広告物許可等申請書（正副2通） <添付書類></p> <p>左欄の①, ⑤, ⑥ 及び 下記⑦</p> <p>⑦安全点検結果報告書又は自己点検結果報告（下記4参照）</p> <p>1 屋外広告物の上端の高さが、地上からの高さ4mを超えているものであって設置から10年以上経過したものの場合 安全点検結果報告書（対象広告物全体写真、要改善箇所の写真を含む）</p> <p>口 上記1以外のもの 自己点検結果報告</p>

※写真は全て 申請の3か月以内に撮影したものが必要です

4 安全点検結果報告書（更新時に必要な書類 ⑦イ）

重大な事故等につながるおそれのある屋外広告物等については、「屋外広告物の安全点検実施要綱」に基づき、広告物等の点検に関して必要な知識を有する者が安全点検を実施し、更新許可申請時に提出しなければなりません。

- 1 安全点検が必要な屋外広告物は、下記のいずれにも該当する屋外広告物です。
 - ・上端の高さが、地上からの高さ4mを超えているもの
 - ・設置から10年以上経過したもの
- 2 点検者として必要な資格とは、次のいずれかの資格です。
 - ・屋外広告士
 - ・点検技能講習修了者（日本屋外広告業団体連合会等が実施する広告物の点検に関する技能講習）
 - ・建築士（一級及び二級に限る）
 - ・その他広告物等の点検に関して必要な知識を有する者
- 3 要綱に該当しない屋外広告物であっても点検は必要で、更新時には自己点検結果報告の提出が必要です。